

# 「小規模多機能型居宅介護事業所 花の郷」運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人木犀会が開設する花の郷（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び要介護者の居宅や事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 要介護者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものである。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 花の郷

所在地 茨城県笠間市寺崎 161-1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1人

管理者は、事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2)介護支援専門員 2人

介護支援専門員は、登録者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の（介護予防）居宅介護サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成し、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3)看護職員 1人以上

看護職員は、登録者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4)介護従業者 7人以上

介護従業者は、登録者の居宅を訪問して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し小規模多機能型居宅介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 365日とする。

(2)営業時間

- ① 通いサービス 6時～21時
- ② 宿泊サービス 17時～翌6時
- ③ 訪問サービス 24時間

2 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における登録定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 8名

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

笠間市

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせる事とする。
- (2) 利用者個々の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送る事ができるよう配慮する。
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営む事ができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する事とする。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

※ サービス提供に当たっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を提供する。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割、3割の定められた額とする。

但し、法定代理受領分以外の次にあげる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

(1) 宿泊提供に要する費用・・・1泊につき2,100円とする。

(2) 食事提供に要する費用・・・朝食代300円、昼食代500円、夕食代400円  
おやつ代100円  
※利用した場合のみ

(3) おむつ代・・・実費

(4) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

(5) 前各項に掲げるものの外、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担する事が適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者以下に以下の点に留意していただくものとする。

(1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止することがある。

(2) 利用当日に欠席する場合には、前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

(3) サービスの提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為が見られた場合、利用を中止していただくことがあること。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 事業所の職員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡すると共に受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行なうと共に、必要な措置を行なう。

- 2 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行なう。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第 14 条 当事業所は、自ら提供した(介護予防)小規模多機能型居宅介護に対する利用者および家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、解決に向けて調査の実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合に、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年 2 回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第 16 条 事業所の行なう(介護予防)小規模多機能型居宅介護を地域に密着し開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催はおおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、笠間市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、および(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者等とする。
- 4 運営推進会議は、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言を聴く機会とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前項(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 当事業所は、職員等の質の向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2)継続研修 随時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明するものを携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
  - 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の秘密を保持する。
  - 4 当事業所は、職員であったものに業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの個人情報の秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人木犀会と事業所の管理者が定めるものとする。

附則

- 1 この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この運営規定は、令和5年6月1日から施行する。
- 3 この運営規程は、令和6年3月16日から施行する。